

令和2年8月

顧問先各位

JDC・トウカダイローム

いつもお世話になります。

雇調金*の利用活用につき大切な事項をお知らせします。

記

- ・ 上限額(8,330円)の見直し。数字アップし15,000円とした。
- ・ 計画届の廃止

但し、前年〇月と、今年〇月に比較において、5%以上の売上げ
ダウンの事実を職安等へ、提示することになります。

前年の数字は決算書の後ろに綴じてある「概況説明書」がよいです。

◎各会社におかれては、次の事項に、充分配慮下さい。

- 1,各月における所定労働日数(稼働日)及び休日
- 2,出勤簿タイムカード(作業日報)に休業日(休業の事実)を明らかにする
- 3,給与台帳給与明細に休業手当の明記必要です。

*正式な名称は、雇用調整助成金と言います。

○当事務所は現在 馬車馬の如く働いております。

以上